

第 4 7 号議案

監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて

本市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 6 年 5 月 1 7 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

住 所

氏 名 中島 健一

提案理由

川上 あさえ監査委員（市議会選出）が、令和 6 年 5 月 1 7 日付けをもって辞職したため、次期委員を選任しようとするもの。

参 照

地方自治法抜粋

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

(第2項省略)

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

(第4項及び第5項省略)

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。